

## 静岡県告示第376号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

島田市川根町身成字切岩3627の1（次の図に示す部分に限る。）、3627の5

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）